

# 医療的ケアが必要なお子さんの通院を支援します

通院時に次のどちらかの支援をご利用できます

1 タクシー会社のドライバーが、ご家族の車を運転します  
(ご家族は同乗してお子さんのケアをします)

2 ご家族が運転する車に訪問看護師が同乗し、お子さんの  
ケアを行います

※ 当該年度に18歳に到達するお子さんまでが対象となります

★ 令和3年度から、次のとおり利用条件等を改正しました **お申し込み期間を延長しました**

- 通院距離要件を撤廃します  
(通院距離に関係なくご利用できます)
- 利用料を無料とします
- 月1回、年12回までご利用いただけます

※ 次の場合、利用できない場合がありますので、予めご了承ください

- 地域の事業者(タクシー会社、訪問看護ステーション)から協力が得られなかった場合
- 予算を超える申込があった場合

## 1 タクシードライバーの派遣

- ご家族が加入されている自動車保険が適用されますので、運転手の『本人限定』や『家族限定』の特約を設定されている場合、ご利用時の特約解除の手続きが必要となります。
- 女性ドライバーを希望される場合は、その旨をタクシー会社と協議します。

## 2 訪問看護師の付添い

- 日常、訪問をお願いしている看護師が同乗します。(看護師がお子さんの医療的ケアを習得している必要があるため、日常的に訪問看護を利用されていない場合、本事業も利用できません。)
- ご家族が加入されている自動車保険において、事故時に、ご家族以外の同乗者も補償の対象となる内容かご確認をお願いします。
- 診察の待ち時間等、病院内も看護師が付き添うことを想定しています。

## 3 利用申込

令和3年度において、この支援の利用を希望される場合、**令和3年7月30日(金)まで**にお申し込みください。

○ 別添申込書を下記へ郵送するか、電子メールによりお送りください。

郵送宛先：〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当

E-Mail：[ikea@pref.yamagata.jp](mailto:ikea@pref.yamagata.jp)

※ 県HPに申込書の電子データも掲載していますので、ご活用ください

(<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/iryoy/ikeacd.html>)

○ お問い合わせ先：023-630-2317